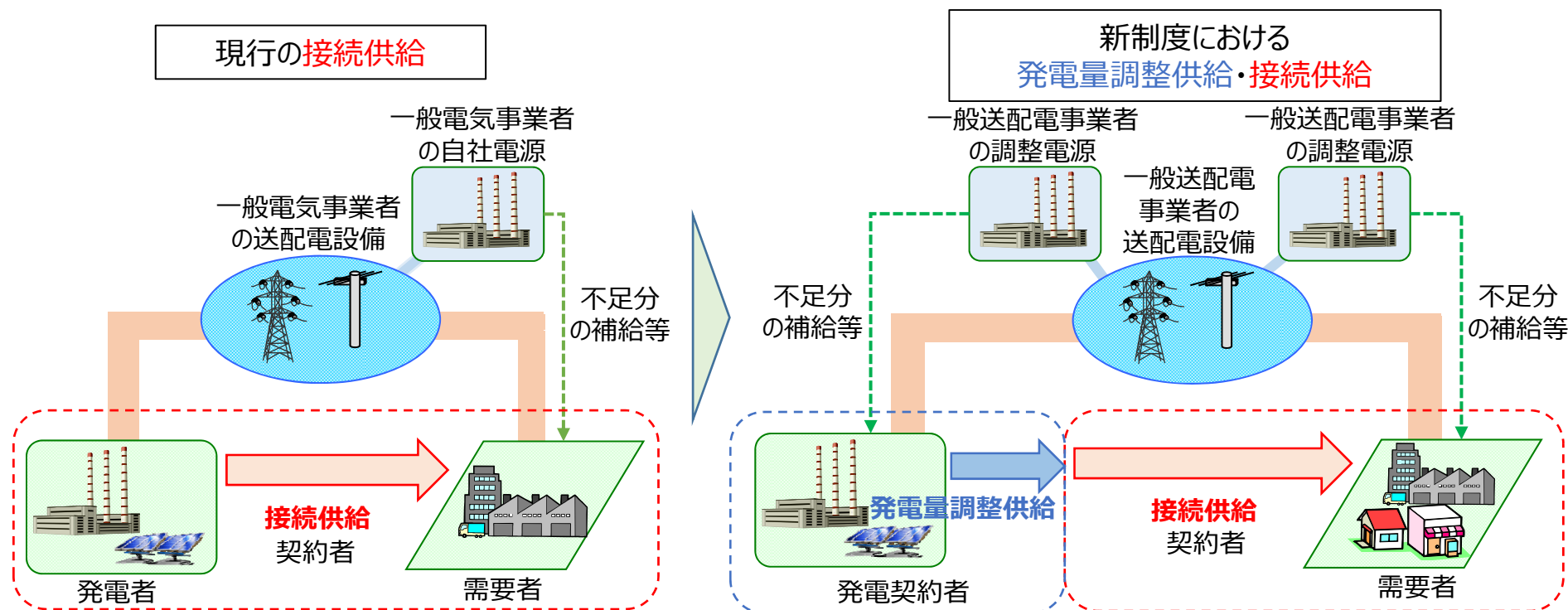


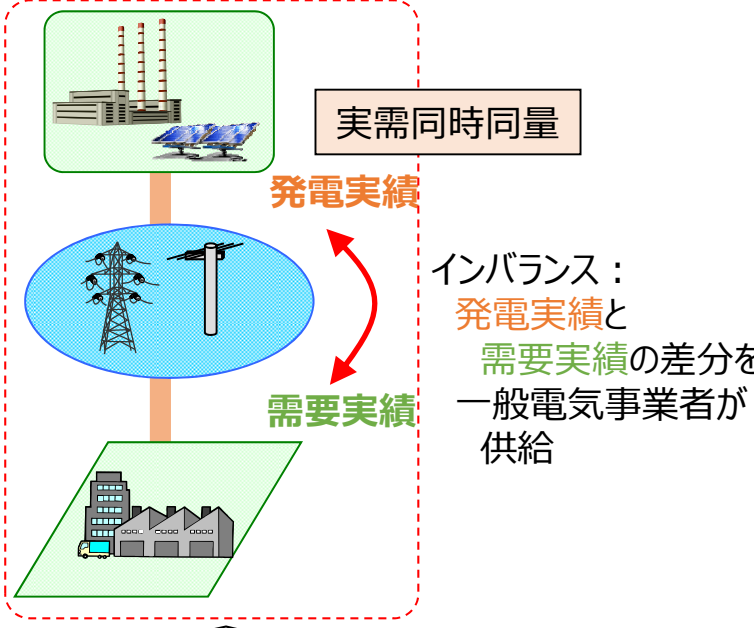
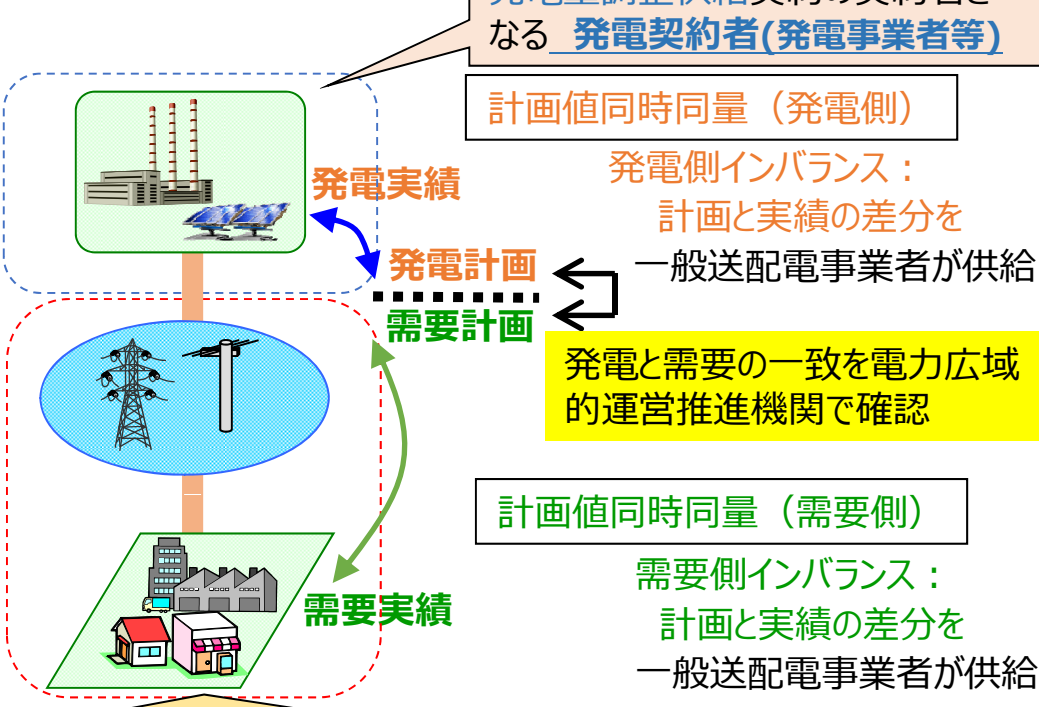
託送制度の変更

- これまでの託送制度においては、契約者となる特定規模電気事業者等から、その電気事業の用に供する電気を受電し、一般電気事業者が維持および運用する送配電設備を介して、同時に、その電気の量に相当する量の電気を当該契約者の需要者に託送するとともに、需要の変動等によってやむを得ず電気が過不足した場合に、その過不足した電気の引取りまたは補給を行っており、これを接続供給といいます。
(※発電された電気を他の一般電気事業者の供給区域に跨り託送供給する場合は、振替供給となります。)
- 新制度では、新たに発電量調整供給が加わります。これは、発電契約者となる発電事業者等が自らが維持・運用する発電設備から発電した電気を、その受電場所において一般送配電事業者が受電し、同時に、当該発電契約者があらかじめ申し出た量に調整した上で、一般送配電事業者が当該発電契約者に供給することをいいます。



同時同量制度の変更（実需同時同量⇒計画値同時同量）

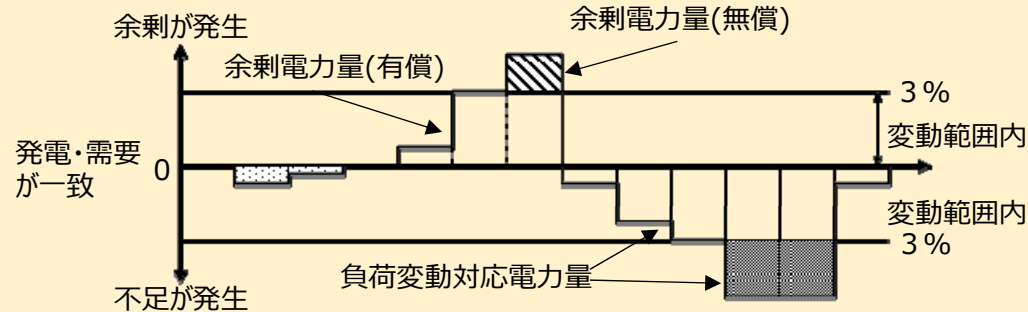
- 同時同量制度については、現行の実需同時同量制度から計画値同時同量に変わります。
 なお、平成28年3月31日時点において接続供給契約を締結している契約者が申し出た場合には、当面の間、当該供給区域において実需同時同量制度を継続することが可能です。

現行（実需同時同量）	新制度（計画値同時同量）H28.4～
<p>現行制度では、特定規模電気事業者等は30分単位で自社の顧客の需要量と発電量を一致させる「30分実需同時同量」の義務を負っており、これが一致しない場合、その量に応じて「インバランス料金」の支払を行っています。</p>  <p>インバランス： 発電実績と 需要実績の差分を 一般電気事業者が 供給</p> <p>現行の託送供給約款における契約主体は、託送供給（接続供給・振替供給）の契約者となる特定規模電気事業者等となる。</p>	<p>新制度の計画値同時同量は、発電、需要の双方において、同時同量の義務があり、事前に策定した発電計画または需要計画と実際の供給における発電実績または需要実績とを30分単位で一致していただくことになります。また、計画と実績が一致しない場合は、その量に応じて「インバランス料金」の支払いを行っていただくことになります。</p>  <p>発電量調整供給契約の契約者となる 発電契約者(発電事業者等)</p> <p>計画値同時同量（発電側）</p> <p>発電側インバランス： 計画と実績の差分を 一般送配電事業者が供給</p> <p>計画値同時同量（需要側）</p> <p>需要側インバランス： 計画と実績の差分を 一般送配電事業者が供給</p> <p>託送供給（接続供給・振替供給）契約の契約者となる 契約者（小売電気事業者等）</p> <p>発電と需要の一致を電力広域的運営推進機関で確認</p>

インバランス料金制度の見直し概要

- 同時同量を達成できない場合に発生する差分（インバランス）に対する料金は、これまで一定の単価でしたが、今後は、市場価格に連動した30分毎の料金単価に見直しとなります。

これまでのインバランス制度

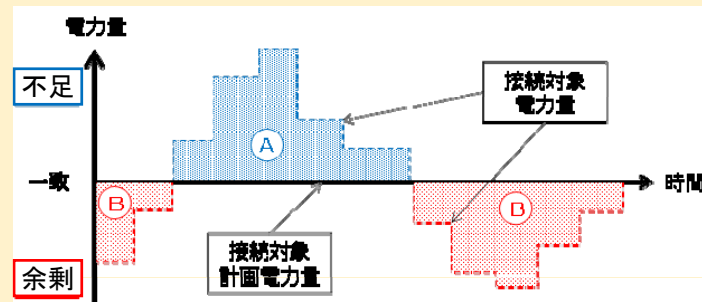


- ◆ 余剰が発生する場合
 - ・変動範囲内余剰購入電力量については、有償にて一般送配電事業者が引き取り。
 - ・変動範囲内余剰購入電力量を超える部分については無償にて一般送配電事業者が引き取り。
- ◆ 不足が発生する場合
 - ・契約電力の3%相当以内の部分については変動範囲内電力料金にて補給。
 - ・変動範囲内基準電力量を超える部分については変動範囲超過電力料金にて補給

今後のインバランス制度

- ◆ 今後のインバランス料金は、以下の算定式により、30分毎に単価が変動します。これにより、これまでの余剰と不足の価格差や変動範囲3%が廃止されます。また、発電・需要とも同一の単価となります。

$$\text{インバランス料金単価} = \text{スポット市場価格と1時間前市場価格の加重平均値} \times \alpha + \beta$$



α : 系統全体の需給状況に応じた調整項

β : 各地域ごとの需給調整コストの年平均の水準差を反映する調整項

A 接続対象計画差対応補給電力量
($\text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$)

B 接続対象計画差対応余剰電力量
($\text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$)

上図は接続供給におけるインバランスを示しており、発電量調整供給の場合は以下となります。(縦軸の「余剰」と「不足」が逆転します)

- A 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ($\text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$)
- B 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ($\text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$)

承諾書の提出省略について

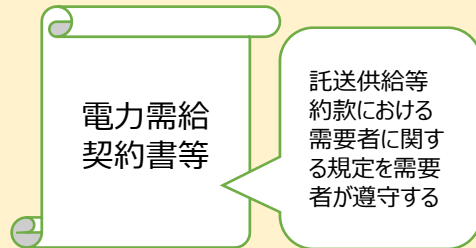
■ 承諾書とは

契約の要件として、「契約者が、需要者に託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者が託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること」が規定されており、契約申込み時に、承諾書の写しを提出する必要があります。（発電者にかかる承諾書の場合、需要者を発電契約者と読み替えます）

■ 承諾書の提出省略について

上記の承諾書提出は契約者の実務負担が大きいことから、「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」を予め提出していただくことで、承諾書の提出を省略することができるルールを設けました。また、スイッチング支援システムを使うには、事前に承諾書提出省略のお手続きをしていただく必要があります。

① 契約者と需要者間の需給契約書等で担保されていること



② 契約申込み時に、接続供給契約の実施に必要な需要者情報の提供承諾があること



③ 電力需給契約書等の写しの提出
(一般送配電が提示を求めた場合のみ)



などについて、予め同意いただくことが省略の条件となります。